

鹿児島益山一輪車クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは、鹿児島益山一輪車クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、鹿児島県南さつま市加世田宮原1260番地に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、一輪車演技・競技を楽しむ活動を通して、礼儀や感謝、友情、向上心を大切にする子供を育てるとともに、一輪車演技・競技の技術向上と普及に努めることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本クラブは前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 一輪車の練習及び各種一輪車大会への参加・出場
- (2) 高齢者施設等訪問及び演技披露、各種イベント出演、一輪車教室開催等
- (3) その他本クラブの目的を達成するために必要な事項

(クラブ会員)

第5条 本クラブの会員は、次の2種類とする。

- (1) 本クラブの目的に賛同し、クラブ入会登録を行った者
- (2) クラブ会員の保護者、本クラブの指導者・インストラクター等

(クラブ入会)

第6条 クラブ会員として入会しようとする者は、入会申込書をクラブ代表宛に提出し、役員承認を得るものとする。

(クラブ会費)

第7条 クラブ会員は、本クラブが定めるクラブ会費を納入しなければならない。

- (1) クラブ会員 月1,000円（第5条(1)の会員のみ）

(クラブ退会)

第8条 クラブ会員は、クラブ退会届を代表に提出するか、意向を伝えることにより任意にクラブを退会することができる。

(役員及び職務、人数)

第9条 本クラブに次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) クラブ代表 (本クラブの運営を統括する。) 1名
- (2) 事務局長 (本クラブの事務全般を担当する。) 1名
- (3) クラブ会計 (本クラブの出納事務を担当する。) 1名
- (4) 保護者会代表 (本クラブ内の連絡調整を担当する。) 1名
- (5) 指導者 (本クラブの技術・演技指導を担当する。) 若干名
- (6) 監査役 (本クラブの業務及び財産の状況を監査する。) 2名

(役員を選任)

第10条 クラブ代表及び事務局長の選任は、クラブ会員から立候補及び推薦された者の中からクラブ総会において決定する。クラブ会計は、事務局長が指名する。保護者会代表は、保護者会において選任する。監査は、全クラブ会員の中から選任する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第 12 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、クラブ総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(クラブ総会)

第 13 条 本クラブのクラブ総会は、クラブ会員をもって構成し、毎年 1 回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時にクラブ総会を開催することができる。クラブ総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、出席者の過半数で決定することができる。

- (1) クラブ規約、活動内容等の改廃
- (2) 活動計画並びに収支予算及び決算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) その他本クラブの運営に関する重要な事項

(クラブ役員会)

第 14 条 クラブ役員会は、クラブ代表、事務局長、クラブ会計、保護者会代表、指導者をもって構成する。

クラブ役員会は、クラブ総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他クラブ総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(クラブ会計)

第 15 条 本クラブの経費は、クラブ会費、寄付金等をもって充てる。

- (1) 本クラブの会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- (2) 会計年度に係る決算終了後、監査を経て、クラブ総会を招集し決算報告する。
- (3) 本クラブは、クラブ会員に対して 1 年に 1 回以上のクラブ会計報告を行う。

(クラブ規約の変更)

第 16 条 このクラブ規約の改正はクラブ会員がこれを発議し、クラブ総会を招集し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(その他)

第 17 条 このクラブ規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 このクラブ規約は、令和元年 5 月 1 日から施行する。